

- 1 会議名 議会基本条例検証特別委員会  
2 日時 令和2年4月1日（水）  
午後1時30分からまで午後2時52分  
3 場所 第2・第3委員会室  
4 出席議員 全委員  
5 傍聴者 0名  
6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子  
7 委員長あいさつ  
8 協議事項  
（1）議会基本条例の検証について  
第11条から第22条までの検証を行った。詳細は別表のとおり。  
（2）その他  
特になし  
9 その他  
次回：第3回 4月7日（火）午前10時から

## 岩倉市議会基本条例の検証シート（令和元年度（2019））

R2.4.1

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年3月)

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の進捗状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		実施状況	課題・その他
第1条	(目的)		
第2条	(定義)		
第3条	(基本原則)		
第4条	(議会の責務と活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・委員会放映に向けて検討し、音響システムやカメラのデモ体験、市販ビデオでの試し撮りを行った。 ・退席の意見表明について協議した。 ・ランチ議会ツアーに対応しようと予算審査の進め方を検討した。	・退席の意見表明の場についてさらに検討が必要である。 ・委員会の録画配信について実現に向けて検討する。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	・ふれあいトークを10回開催した。（意見交換会8回、議会報告会2回）	・議会報告会で、参加者が発言しやすい手法を検討する。
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・会計年度任用職員の規則について、保育士の報酬について指摘をし、規則が改正された。	・要綱を公開するよう市に申し入れる。
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・傍聴者と市議会センターに対する資料提供範囲を確認し、説明資料を閲覧できるようにした。 ・本日の一般質問者をボードに書き出すなど議場内の様子をわかりやすくした。	・東側エレベーター内部の壁等に議会のPRを掲載させてもらえないか協議する。 ・傍聴席からモニターが見にくないので、改修を検討する。
第5条	(議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	・議員間討議において、個々の意見表明のみではなく、討議に心掛けるようにした。特に、公共施設の使用料の改定に関する議案と、市民部の廃止に関する議案では、活発な議員間討議を行った。	・本会議における議員間討議を引き続き検討する。
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動をすること。		
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
第6条	(議員研修の充実強化)		
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るために、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・市議会主催で講演会を開催し、100名超の参加があった。テーマ「世界一受けたい減災教室」、講師：高木朗義氏、R2.1.26 ・高山市議会に行政視察（政策討論会・政策提言）R1.11.5 ・議会改革をテーマとした他市町議会からの視察（計50市町）に2班に分けた議員で対応した。また、視察に来庁した他市町議会には取組内容等を積極的に伺い、先進事例を意識的に学ぶ機会とした。	
第7条	(議会図書室の充実)		
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。		・政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。 ・図書室のオープンデータ化を研究する。 ・市の図書館との連携を研究する。
第8条	(会派)		
1	議員は、会派を結成することができる。	・改選後、4つの会派ができた。無会派議員が3人となった。	
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	・箇所を調査した。（他、研修（セミナー）に回参加した。）	
第9条	(政務活動費の執行及び公開)		
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岩倉市条例第33号）を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	・各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している。（平成 年度分～） ・会派で発行する機關紙に収支報告の掲載を検討している。	・引き続き、HPへの領収書のわかりやすい公開の仕方を検討する。 ・領収書と、調査・研修報告書のHP上でリンクさせることを検討する。

第10条 (市民参加及び市民との連携)		
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	・専門的又は政策的識見等を積極的に活用する。
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けるものとする。	・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、充分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聞くなど慎重かつ時間をかけて扱った。（6月請願第4号） ・陳情第18号、19号、20号を請願同様に扱い採決した。 ・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。（6月：第4号、5号 9月：第6から10号まで 3月：第1号） ・継続審査となっていた請願第11号を請願者の意向により取下げを承認した。
4	議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。	・2期目のサポーター制度を実施した。 ・無作為抽出12人、公募1人、継続者5人による計18人を市議会サポーター2期目として委嘱した。 ・市議会サポーターから25件の「市議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・市議会サポーターの声に対する返答頻度を増やした。また、回答作成までの進め方を見直し、定例会毎に回答することとした。 ・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会報告会へも積極的に参加いただいた。 ・市議会サポーターとの意見交換会を、全員に参加してもらうため各回2回ずつの計4回実施した。
5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	・ふれあいトークを、地域に出向いて実施（市民活動団体、上市場区、商工会）した。 ・PTA連合会と、門前区ともふれあいトークを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止した。 ・体育協会と意見交換会を実施した。 ・議会報告会を計2回実施した。
第11条 (広報広聴機能の充実)		
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	・市議会だよりの内容について市長から申入書が届き対応策を返答するとともに、一般質問の原稿作成における注意事項を新たに決めた。 ・一般質問の動画掲載ページのURLを搭載したQRコードを、市議会だよりの一般質問のページに掲載し、アクセスを容易にした。 ・協議会の会議録がホームページに速やかに掲載できるようになった。
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	・2期目のサポーター制度を実施した。（再掲）
第12条 (議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。		
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。	
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。	・1名の議員が文書質問を1回行った。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るために必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。	
第13条 (議会審議における論点情報の形成)		
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	・補正予算の説明資料において、主な要因を追記するよう申し入れた。
(1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		

第14条	(予算及び決算における政策説明資料の作成)	
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補正予算の説明資料において、主な要因を追記するよう申し入れた。</li> </ul>
第15条	(資料の提出その他の協力)	
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議外において執行機関に対し文書にて13回の資料要求を行った。</li> <li>議案質疑における議員個々の資料要求発言について、議会として文書で要求することにした。</li> </ul>
第16条	(法第96条第2項の議決事件)	
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次総合計画検討特別委員会を設置した。</li> </ul>
第17条	(運営の原則)	
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>2期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して多くの意見が提出された。(再掲)</li> </ul>
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>議選監査委員の決算審査における質疑について確認した。</li> <li>議会基本条例推進協議会の会長には副議長が、副会長には議会運営委員会委員長が就くことを確認した。</li> </ul>
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>退席の表明発言について見直した。(再掲)</li> </ul>
4	議会は、政策を提言する機能を十分に發揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し意見をとりまとめ、政策提言を行った。</li> </ul>
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会基本条例推進協議会では3つのチーム（ICT・BCP・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。</li> <li>ICTチームでは、7階の電波状況をチェックするなど、7階へのWi-Fi導入の検討を行った。</li> <li>政務活動費において、利息を含めて使用できるよう申合せ事項を改正した。</li> <li>岩倉市議会委員会条例の一部改正を行った。（R2.3.25 市民部廃止に伴う所管事項の変更）</li> </ul>
第18条	(議員定数)	
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとすることを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。	
第19条	(議員報酬)	
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとすることを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。	
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。	
第20条	(議長及び副議長)	
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。	
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。	
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。	
第21条	(委員会の運営)	
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会で視察した内容を一般質問で取り上げ提案した。</li> <li>財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し意見をとりまとめ、政策提言を行った。(再掲)</li> </ul>
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務常任委員会の政策提言を作成する過程において、議会報告会を活用し意見聴取を行った。</li> </ul>
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声反訳ソフトを無償で借り、委員長報告作成の研究を行った。</li> <li>委員長が本会議において、委員会の採決結果に反対する態度を取る場合の考え方や対応を確認した。</li> </ul>

第22条	(代表質問及び一般質問)	
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	・ 4会派全ての代表者が代表質問を行った。
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。	
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・ 4回の定例会でのべ46名の議員が一般質問を行った。 ・ 3月、9月の定例会においては、試行的に議案質疑の後に一般質問を行うことにした。
第23条	(議会事務局の機能)	
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。	
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	・ 10月の事務局長人事に関し、市長等と協議した。
4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	
第24条	(災害対応)	
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。	
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	・ 新型コロナウイルスに対して、全員協議会を開催し災害対策本部との情報共有に努め、本会議の運営について検討し対応した。
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	・ 12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・ 防災対策をテーマにした議会主催の後援会を開催した。
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	
第25条	(議員の政治倫理)	
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳肅な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。	
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。	
第26条	(他の条例等との関係)	
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。	
第27条	(検証及び見直し)	
1	議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・ 3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和2年3月23日、 日、 日、 及び 月 日に検証を行った。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。	
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	

## ○今後の課題について

--